厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

社長！

労働保険があればこそ、
みんな安心して働けるんじゃ。

©水木プロ

法人・個人を問わず事業主の方は、
正社員、パート、アルバイトといった雇用形態に関わらず、
一人でも雇ったら労働保険に必ず入らなければいけません。
労働保険は、従業員の安心と会社の安定のための保険。
「そもそも知らなかった」、「小さい会社だから大丈夫だと思ってた」、
「設立準備が忙しくて忘れてた」など、様々な理由があると思いますが、
従業員のため、会社のために、加入することは事業主の責任です。

●労働保険とは、労働者災害補償保険(労災保険)と雇用保険を総称した言葉です。
●労働保険の手続きを行っていない期間中に労災に該当する事故が発生した場合は、事業主から遡って保険料を徴収するほかに、労災保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収する場合もあります。

電子申請での手続き、口座振替納付が便利です(電子申請は24時間、365日いつでもOK!)。

◎詳しくは、都道府県労働局、労働基準監督署又はハローワークへご相談ください。

厚生労働省ホームページ　http://www.mhlw.go.jp　労働保険　検索

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・(一社)全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会

知らなかったでは、すまされない。

労働保険

労災保険　雇用保険